

羽曳野市公金収納事務委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 の規定により、羽曳野市後期高齢者医療保険料及びそれに付帯する徴収金の収納事務を下記の指定公金事務取扱者に委託したので、同法第 243 条の 2 第 2 項及び地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の 2 の 14 第 2 項の規定並びに羽曳野市財務規則（平成 5 年規則第 24 号）第 40 条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

羽曳野市長 山入端 創



1. 指定公金事務取扱者の住所、名称

No	指定公金事務取扱者の名称・代表者	住所
①	株式会社 NTT データ 代表取締役社長 鈴木 正範	東京都江東区豊洲 3 丁目 3 番 3 号
②	KDDI 株式会社 代表取締役社長 松田 浩路	東京都港区高輪 2 丁目 21 番 1 号 THE LINKPILLAR 1 NORTH
③	株式会社 NTT ドコモ 代表取締役社長 前田 義晃	東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号
④	株式会社みずほ銀行 取締役頭取 加藤 勝彦	東京都千代田区大手町 1 丁目 5 番 5 号
⑤	楽天ペイメント株式会社 代表取締役社長 小林 重信	東京都港区港南二丁目 16 番 5 号
⑥	ビリングシステム株式会社 代表取締役社長 石塚 昭浩	東京都千代田区内幸町一丁目 2 番 2 号

2. 指定公金事務取扱者の指定日

- ① 令和 6 年 6 月 11 日
- ②～⑤ 令和 8 年 4 月 1 日

3. 公金事務を委託した日

令和 8 年 4 月 1 日

4. 委託した公金事務の内容

羽曳野市後期高齢者医療保険料及びそれに付帯する徴収金の収納

5. 委託した期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

6. 収納の方法

羽曳野市が指定する方法